

小売業、社会福祉施設、飲食店における 安全推進者（安全の担当者）の配置等のガイドラインについて

小売業、社会福祉施設、飲食店（第三次産業）については、転倒、荷物の運搬などでの腰痛、階段などからの墜落・転落や交通事故など労働災害の減少を目標として、第12次労働災害防止計画（平成25年度～5年間）における労働災害防止の重点業種としていますが、労働安全衛生法（以下「安衛法」）では、安全管理者又は安全衛生推進者の選任義務のない業種（（各種商品・家具等・燃料小売業を除く）（ ）労働安全衛生法施行令（以下「安衛令」）第2条第3号に掲げる業種）となっています。

そのため、これらの業種のうち常時10人以上の労働者を使用する事業場の安全管理体制を充実し、労働災害防止活動の実効を高めるため、安全の担当者（以下「安全推進者」）の配置などに取り組むものです！

（（ ）注意）なお、衛生管理者（常時労働者50人以上の事業場）・衛生推進者（常時労働者10～49人の事業場）については、安衛法により、業種に関係なく選任する必要があります。）

本ガイドラインの要旨

- 1 **対象事業場** 安衛令第2条第3号に掲げる業種の事業場のうち、常時10人以上の労働者を使用するもの
- 2 **安全推進者の要件**

職場内の整理整頓（4S活動）交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置すること。

なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全にする知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい。

- ア 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者 など）
- イ アと同等以上の能力を有すると認められる者（労働安全コンサルタントや安全管理士又は安全管理者の資格を有する者）

- 3 **安全推進者の配置** 原則として、事業場ごとに1名以上配置すること。

- 4 **安全推進者の氏名の周知**

安全推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示するなどにより関係労働者に周知すること。

- 5 **安全推進者の職務**

安全推進者は、事業の実施を統括管理する者を補佐して、以下の職務を行うこと。また、事業者は、安全推進者に対して必要な権限を付与するとともに、知識の付与や能力の向上に配慮すること。

職場環境及び作業方法の改善に関すること

（例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消など職場内の危箇所の改善、刃物や台車など道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 など）

労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

（例：朝礼などの場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬などの作業に係る安全な作業手順についての教育・研究の実施 など）

関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

（例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出 など）

「安衛令第2条第3号に掲げる業種」について

安衛令 第2条	業 種	常時労働者 10～49人	常時労働者 50人以上
第1号	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業		
第2号	製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	安全衛生推進者の選任の義務あり	安全管理者の選任義務あり
第3号	第1号、第2号以外の業種	安全衛生推進者、安全管理者の選任の義務なし	

「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」本文は静岡労働局HPからご参照ください。